

# 山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日

山梨市規則第 53 号

改正 平成 27 年 3 月 10 日告示第 15 号

平成 30 年 3 月 30 日告示第 58 号

令和 3 年 3 月 24 日告示第 53 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き店舗を利用した創業等を促進し、地域商業の活性化及び市内の買い物難民問題の緩和を図るため、空き店舗を利用して開業する個人、団体等が支払う当該空き店舗への新規出店に係る店舗改修及び看板等の設置（以下「改修等」という。）に係る経費及び賃借料（敷金、礼金及び駐車場代は除く。以下同じ。）に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「空き店舗」とは、次に掲げる要件を全て満たす物件をいう。

- (1) 入口又は入口が面した駐車場が、道路又は歩道に接している建物の店舗物件
- (2) 以前商業等の用に供されていた店舗物件で、営業終了から 1 か月以上経過しているもの。ただし、倉庫として使用されていた物件又はプレハブ等の簡易的な建築物の物件は含まないものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が特別に必要と認めるときは、別に要件を定めることができる。

## (対象事業者)

第 3 条 この要綱による助成の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、次条の規定により市長から認定を受けた者とする。

- (1) 山梨市空き店舗活用促進事業補助金の趣旨を理解し、賛同した上で、空き店舗を利用し、営業する者
- (2) 空き店舗を継続して 2 年以上営業に活用する者
- (3) 空き店舗の活用にあたって、小売業、飲食店その他サービス業を業とする者。ただし、事務所として使用する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業等の店舗を営業する者は除く。
- (4) 通常週 3 日以上昼間に営業する者。
- (5) 空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者若しくは 2 親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他の団体ではない者
- (6) 山梨市内の店舗を廃業又は休業し、店舗を移転しようとする者ではないこと。
- (7) 山梨市以外の市町村を含む市町村民税の滞納がない者
- (8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行う恐れのある組織の構成

員ではない者

- 2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者  
(事業認定手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ山梨市空き店舗活用促進事業認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、事業の開始前に市長に提出し、内容の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合には履歴書、法人又はその他の団体である場合には、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 誓約書(様式第1号の2)
- (3) 開業計画書(様式第2号)
- (4) 開業資金計画書(様式第3号)及び1年間の収支計画書(様式第4号)
- (5) 改修等にあつては、図面及び見積書並びに改修等前の店舗内及び店舗周辺の写真
- (6) 店舗の賃借にあつては、当該契約書の写し
- (7) 市町村民税の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による事業認定申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、相当と認める場合には、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により事業認定をしたときは事業認定通知書(様式第5号)により、事業認定をしないときは事業不認定通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 前項の規定により事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、営業開始の日を基準日とし、当該基準日から1年が経過した日の30日以内に過去1年間の実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、次に定めるところによる。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 空き店舗への新規出店に係る改修等に要する経費で、当該経費の2分の1に相当する額とし、限度額は次の表のとおりとする。

地域区分	限度額
山梨	25万円
牧丘	50万円
三富	50万円

- (2) 空き店舗活用促進事業の用に供するための店舗の賃借料の月額で、当該賃借料の月額の2分の1に相当する額とし、補助金を交付する対象期間は営業開始日の属する月の翌月から最長12か月とする。ただし、その額が2万円を超えるときは、2万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書(様式第9号)を提出し、事業の開始前に市長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付に予算措置が必要な場合のみ、事業の開始後の申請を認めるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第10号)により当該認定事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、当該補助金を交付する対象期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度4月1日から30日以内に山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書(様式第9号)を提出しなければならない。

(事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、事業を変更しようとするときは、山梨市空き店舗活用促進事業補助金変更交付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、その結果を山梨市空き店舗活用促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第12号)により、当該認定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 認定事業者は、改修等に要する経費の支払が完了したときは、速やかに山梨市空き店舗活用促進事業改修費等に係る補助金概算払請求書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 改修等に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (2) 改修等後の店舗内及び店舗周辺の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 認定事業者は、店舗の賃借料の支払をしたときは、6月、9月、12月の各月末までに最大3月分を対象として、山梨市空き店舗活用促進事業賃借料に係る補助金概算払請求書(様式第14号)を、また、3月の月末までに山梨市空き店舗活用促進事業補助金精算書(様式第15号)をそれぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による概算払請求書又は精算書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、認定事業者が補助金の交付の決定の内容又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項に規定する交付決定の取消しは、山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、その時まで第 4 条に定める事業認定を受けた者については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

#### 附 則（平成 27 年 3 月 10 日告示第 15 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以降に第 4 条に定める事業認定を受けた者に適用し、同日前にこの要綱による改正前の山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱第 4 条に定める事業認定を受けた者については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 58 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。